

秋田県公報

目 次

告 示

- 皆伐面積の限度(三七六・森林整備課)……………1
- 平成二十年度後期技能検定(特級、一級、二級、三級及び単一等級)の実施(二七七・雇用労働政策課)……………2

告 示

秋田県告示第三百七十六号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、平成二十年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項(同法第四十四条において準用する場合を含む。)の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)を次のとおり公表する。

平成二十年九月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

同一の単位とされる保安林	皆伐(面積の限度たる面積(残存許容限度))	所在市町村
	水源かん養保安林(ヘクタール)	
米代川上流	一、五八八・四六	鹿角市、小坂町
米代川中流	一、七三三・六〇	大館市、北秋田市
阿 仁 川	一、四五二・七九	北秋田市、上小阿仁村
米代川下流	七二四・六八	能代市、藤里町

水 沢 川	三三六・七九	八四・〇〇	八峰町
三 種 川	五三・三〇	三三・二〇	三種町
馬場目川	二四五・七四	七・六〇	湯上市、五城目町、井川町
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市
太 平 川	一九五・二五	五・七〇	秋田市
雄物川下流	五五五・四九	六九・四八	秋田市、大仙市
玉 川	一、二〇四・〇八	九六・二九	仙北市
川 口 川	二二二・〇二	三二・九七	大仙市、美郷町
平鹿地区	四五九・五〇	五九・五五	横手市
皆 瀬 川	五一〇・六八	一六八・九三	湯沢市、横手市、東成瀬村
雄物川上流	七一〇・四二	一一七・七一	湯沢市、羽後町
子吉川下流	一九六・九六	五〇・一四	由利本荘市
子吉川上流	五六〇・二〇	九四・六四	由利本荘市、羽後町
白 雪 川	一八六・六九	八・三〇	由利本荘市、にかほ市
同一の単位とされる保安林(残存許容限度)(ヘクタール)		皆伐面積の限度たる面積(残存許容限度)(ヘクタール)	所在市町村
八 峰 飛砂防備保安林	九・二二	九・二二	八峰町
能 代	一七・六二	一七・六二	能代市
三 種	〇・四〇	〇・四〇	三種町
男 鹿	一・九〇	一・九〇	男鹿市

秋田上北・飛砂防備保安林	一・〇四	一・〇四	秋田市、湯上市
秋 田 南	二三・三八	六・八八	秋田市
由利本荘	六・八八	六・八八	由利本荘市
にかほ	〇・一〇	〇・一〇	にかほ市
八 峰 防風保安林	〇・九六	〇・九六	八峰町
三 種	〇・二四	〇・二四	三種町
男 鹿	一一・四六	一一・四六	男鹿市
秋 田 南	〇・六二	〇・六二	秋田市
米代川上流干害防備保安林	〇・六四	〇・六四	鹿角市
米代川中流	二三・四二	二三・四二	大館市、北秋田市
阿 仁 川	一・八二	一・八二	北秋田市
米代川下流	〇・九六	〇・九六	藤里町
三 種 川	三二・四二	三二・四二	三種町
馬場目川	四〇・五二	四〇・五二	湯上市、井川町
男鹿地区	一・二〇	一・二〇	男鹿市
太 平 川	一・〇〇	一・〇〇	秋田市
雄物川下流	七・九〇	七・九〇	秋田市、大仙市
玉 川	四・七四	四・七四	仙北市
川 口 川	三・二六	三・二六	大仙市、美郷町
平鹿地区	二・五六	二・五六	横手市

皆瀬	川干害防備保安林	七・〇〇	湯沢市、東成瀬村
雄物川上流	〃	三・五八	湯沢市
子吉川下流	〃	一・一九六	由利本荘市
子吉川上流	〃	二・三四	由利本荘市
白雪川	〃	二・九四	にかほ市
秋田保健保安林	〃	七・六四	秋田市
河辺	〃	〇・六二	秋田市
角館	〃	〇・六四	仙北市
田沢湖	〃	二・五八	仙北市
皆瀬	〃	〇・二八	湯沢市
本荘	〃	〇・二〇	由利本荘市
五城目	〃	二・三八	五城目町

秋田県告示第三百七十七号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項の規定により、次のとおり平成二十年度後期技能検定（特級、一級、二級、三級及び単一等級）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。）第六十六条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十年九月一日

秋田県知事 寺田 典城

一 等級別実施職種（作業）

(一) 特級について実施する職種

金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造及びプラスチック成形

(二) 一級及び二級について実施する職種（作業）

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、みそ製造（みそ製造作業）、酒造（清酒製造作業）、建築大工（大工工事作業、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシート土工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業及び機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(三) 三級について実施する職種（作業）

機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、建築大工（大工工事作業）及び配管（建築配管作業）

(四) 単一等級について実施する職種（作業）

樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）及びバルコニー施工（金属製バルコニー工事作業）

二 試験方法

試験方法
等級別実施職種ごとに実技試験及び学科試験を行う。

三 試験の期日及び場所

(一) 実技試験

(1) 期日
平成二十年十二月一日（月）から平成二十一年二月二十

二日（日）までの間において、秋田県職業能力開発協会が指定する日。

(2) 場所
秋田県職業能力開発協会から通知する。

(3) 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十年十一月二十一日（金）に公表し、当該職種の受検者に秋田県職業能力開発協会から送付する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(1) 学科試験

期日

期日	平成二十一年 一月二十五日 (日)	等級及び職種（作業）	ア 一級及び二級 機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及びガラス施工（ガラス工事作業） イ 三級 機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）及び配管（建築配管作業）
期日	平成二十一年 二月一日（日）	ア 特級 金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造及びプラスチック成形 イ 一級及び二級 さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（鉄道車両点検・調整作業）、空気圧装置組立て（空	

四 受検資格	(2) 場所 秋田県職業能力開発協会から通知する。	平成二十一年 二月四日(水)	舞台機構調整(音響機構調整作業)	ウ 単一等級 バルコニー施工(金属製バルコニー工 事作業)	気圧装置組立て作業)、油圧装置調整 (油圧装置調整作業)、農業機械整備 (農業機械整備作業)、冷凍空気調和機 器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、 石材施工(石材加工作業)、パン製造 (パン製造作業)、みそ製造(みそ製造 作業)、酒造(清酒製造作業)、厨房設 備施工(厨房設備施工作業)、コンクリ ート圧送施工(コンクリート圧送工事作 業)、防水施工(アスファルト防水工事 作業)、合成ゴム系シート防水工事作 業、塩化ビニル系シート防水工事作業及 び改質アスファルトシート工法防水工 事作業)及び機械・プラント製図(機械 製図手書き作業及び機械製図CAD作 業)
		平成二十一年 二月八日(日)	ア 一級及び二級 機械保全(機械系保全作業、電気系保 全作業及び設備診断作業)、半導体製品 製造(集積回路チップ製造作業及び集積 回路組立て作業)、和裁(和服製作作 業)、建築大工(大工工事作業)、かわ らぶき(かわらぶき作業)、電気製図 (配電盤・制御盤製図作業)及び塗装 (鋼橋塗装作業)	イ 三級 建築大工(大工工事作業)	ウ 単一等級 樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入 工事作業)

等級及び 検定職種	手数料	等級及び 検定職種	手数料	(一) 特級 省令第六十四条の規定に該当する者
				(二) 一級 省令第六十四条の二の規定に該当する者
等級及び 検定職種	手数料	等級及び 検定職種	手数料	(三) 二級 省令第六十四条の三の規定に該当する者
				(四) 三級 省令第六十四条の四の規定に該当する者
等級及び 検定職種	手数料	等級及び 検定職種	手数料	(五) 単一等級 省令第六十四条の六の規定に該当する者
				(一) 受検申請に必要な書類 技能検定受検申請書
等級及び 検定職種	手数料	等級及び 検定職種	手数料	(二) 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする場合は、その免除を受ける資格を有することを証する書面又はその写し
				(一) 受検申請書用紙の交付 期間 秋田県の休日を含め、平成二十年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除き、平成二十年九月一日(月)から同年十月十日(金)まで。
等級及び 検定職種	手数料	等級及び 検定職種	手数料	(二) 場所 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会 郵送で交付を求める場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形二号)を同封すること。
				(一) 受検申請書の受付 期間及び時間 県の休日を除き、平成二十年九月二十九日(月)から同年十月十日(金)までの午前八時三十分から午後五時まで。 郵送の場合は、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書きし、書留郵便によることとし、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。
等級及び 検定職種	手数料	等級及び 検定職種	手数料	(一) 額 実技試験
				(二) 場所 秋田市向浜一丁目二番一号 秋田県職業能力開発協会 受検手数料

ただし、三級を受検する者であつて、受検申請時に、 検定職種に関する職業訓練を受講しているもの又は専門 高校、高等専門学校、短期大学、大学若しくは厚生労働 大臣が指定する各種学校若しくは専修学校における検定 職種に関する学科に在学しているもの三級受検手数料	特級 全職種	一五、七〇〇円		
	一級、二級 及び三級	一五、七〇〇円	工場板金	一五、七〇〇円
	さく井	一三、〇〇〇円	機械保全	一五、七〇〇円
	電気機器組 立て	一五、七〇〇円	半導体製品 製造	一五、七〇〇円
	自動販売機 調整	一五、七〇〇円	鉄道車両製 造・整備	一五、七〇〇円
	空気圧装置 組立て	一五、七〇〇円	油圧装置調 整	一五、七〇〇円
	農業機械整 備	一五、七〇〇円	冷凍空気調 和機器施工	一五、七〇〇円
	婦人子供服 製造	一三、〇〇〇円	和裁	一一、五〇〇円
	石材施工	一五、七〇〇円	パン製造	一五、七〇〇円
	菓子製造	一五、七〇〇円	みそ製造	一五、七〇〇円
	酒造	一五、七〇〇円	建築大工	一五、七〇〇円
	かわらぶき	一五、七〇〇円	配管	一五、七〇〇円
	厨房設備施 工	一五、七〇〇円	型枠施工	一五、七〇〇円
	鉄筋施工	一五、七〇〇円	コンクリー ト圧送施工	一五、七〇〇円
	防水施工	一五、七〇〇円	ガラス施工	一五、七〇〇円
	機械・プラ ント製図	一一、五〇〇円	電気製図	一一、五〇〇円
	塗装	一五、七〇〇円	舞台機構調 整	一五、七〇〇円
	単一等級 樹脂接着剤 注入施工	一五、七〇〇円	バルコニー 施工	一五、七〇〇円

は、次のとおりとする。

検定職種	手数料	検定職種	手数料
機械検査	八、七〇〇円	電気機器組立	一〇、五〇〇円
建築大工	一〇、五〇〇円	配管	一〇、五〇〇円

(2) 学科試験 三、一〇〇円
(二) 納付方法

- (1) 技能検定受検申請書提出の際、納付すること。
- (2) 実技試験又は学科試験の免除を受ける場合は、当該試験に係る受検手数料の納付は要しない。
- (3) 受検申請書を受理した後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合には、受検手数料は返還しない。

九 合格者の発表等

- (一) 技能検定合格者発表
平成二十一年三月十七日(火)に合格者の受検番号を秋田県庁正面公告板に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。
- (二) 一部合格者への通知
実技試験又は学科試験に合格した者については、秋田県職業能力開発協会が書面で通知する。

(三) 技能検定合格証書の交付

特級、一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の、二級又は三級の合格者には知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から、特級合格者には特級技能士章、一級合格者には一級技能士章、二級合格者には二級技能士章、三級合格者には三級技能士章、単一等級合格者には単一等級技能士章がそれぞれ交付される。

受検についての問い合わせ先
産業経済労働部雇用労働政策課(電話〇一八―八六〇―二三二二)又は秋田県職業能力開発協会(電話〇一八―八六二―三五一〇)

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubarata@matsubarata.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄